

# 意見書

年 月 日

(提出先)  
千葉市長 あて

(氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名)

(住所・所在地)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見書を提出します。  
なお、裏面の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承します。

- 意見書の記載について
  - 1 大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺の生活環境の保持という見地からご意見をお書きください。
  - 2 大規模小売店舗の新設等の届出については、届出書及び添付書類を市役所経済企画課で縦覧しますので、ご覧ください。
  - 3 意見の内容は、日本語によりお書きください。
- 意見書の提出期限  
当該大規模小売店舗の新設等の届出が公告されてから4か月以内ですので、ご注意ください。
- 意見書提出先及びお問い合わせ先  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所産業支援課 TEL 043(245)5277

# 意見書

大規模小売店舗 の名称・所在地	
意見(下記の該当する項目欄に記入してください。)	
交通関係	
騒音関係	
廃棄物関係	
その他	
縦覧に付されて差し支えない場合のみ、お書きください。	
意見提出者・団体 氏名・名称	
意見提出者・団体 住所・所在地	